2　消費税法施行令第三十六条第一項の個人事業者が、二十九年適用日前に行った同項に規定する延払条件付譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該延払条件付譲渡に係る賦払金の額で二十九年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

3　消費税法施行令第三十六条の二第一項の事業者が、二十九年適用日前に行った同項に規定するリース譲渡につき同項の規定の適用を受けた場合において、同条第二項の規定により二十九年適用日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定するリース譲渡収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡収益額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

（国又は地方公共団体に準ずる法人に対する特例に関する経過措置）

第十二条　消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。次項及び附則第十四条第五項において同じ。）の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、改正法附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2　消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、二十九年適用日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき課税期間の末日が二十九年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、改正法附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

（二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る課税標準の計算等に関する経過措置の適用対象とならない課税資産の譲渡等の範囲）

第十三条　改正法附則第三十八条第一項に規定する政令で定める課税資産の譲渡等は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第一項から第三項まで、第四項本文及び第五項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十四条第一項（これらの規定を同法附則第十六条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十六号）附則第五条第一項から第三項まで及び第四項本文、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十三条第一項並びに消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文、第二項、第三項本文、第四項本文及び第五項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項並びに第十三条第一項の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等とする。

（課税標準の計算等に関する経過措置及び課税仕入れ等に関する経過措置の適用に関する経過措置）

第十四条　改正法附則第三十八条第一項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は第四十一条第一項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定（以下この項において「十営業日経過措置」という。）の適用を受けようとする事業者が、一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）に係る課税資産の譲渡等（改正法附則第三十八条第一項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の税込価額（改正法附則第三十八条第一項に規定する税込価額をいう。以下この項及び次項において同じ。）と当該対象事業以外の事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を区分しているときは、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額についてのみ十営業日経過措置を適用することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十八条第一項	行った課税資産の譲渡等（	行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十一条第一項において同じ。）に係る課税資産の譲渡等（
	を当該適用対象期間における	を当該適用対象期間における当該適用対象事業に係る
	課税資産の譲渡等の	当該適用対象事業に係る課税資産の譲渡等の
附則第四十一条第一項	課税資産の譲渡等の税込価額を	適用対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を
	を当該適用対象期間における	を当該適用対象期間における当該適用対象事業に係る
	課税資産の譲渡等の税込価額の	当該適用対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の
附則第三十八条第二項	行った卸売業及び小売業	行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第二項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十一条第二項において同じ。）
	における卸売業及び小売業	における当該適用対象事業
	、卸売業及び小売業	、当該適用対象事業
附則第四十一条第二項	行った卸売業及び小売業	行った適用対象事業
	における卸売業及び小売業	における当該適用対象事業
	、卸売業及び小売業	、当該適用対象事業

2　卸売業（改正法附則第三十八条第二項に規定する卸売業をいう。次項において同じ。）又は小売業（同条第二項に規定する小売業をいう。次項において同じ。）に係る一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）と当該対象事業以外の事業を営む事業者が、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額についてのみ同条第二項（同条第四項の規定の適用を受ける場合を含む。）又は改正法附則第四十一条第二項（同条第三項の規定の適用を受ける場合を含む。）の規定（以下この項において「仕入割合による区分経過措置」という。）の適用を受けようとするときは、当該対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額と当該対象事業以外の事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を区分して仕入割合による区分経過措置を適用するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三十九条第一項	行った課税資産の譲渡等（	行った適用対象事業（消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十八号）附則第十四条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する対象事業をいう。以下この項及び附則第四十一条第一項において同じ。）に係る課税資産の譲渡等（
	を当該適用対象期間における	を当該適用対象期間における当該適用対象事業に係る
	課税資産の譲渡等の	当該適用対象事業に係る課税資産の譲渡等の
附則第四十二条第一項	課税資産の譲渡等の税込価額を	適用対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を
	を当該適用対象期間における	を当該適用対象期間における当該適用対象事業に係る
	課税資産の譲渡等の税込価額の	当該適用対象事業に係る課税資産の譲渡等の税込価額の

3　卸売業又は小売業に係る一又は複数の事業（以下この項において「対象事業」という。）と当該対象事業以外の事業を営む事業者が、当該対象事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額（改正法附則第三十八条第二項に規定する課税貨物に係る税込引取価額をいう。以下この項において同じ。）についてのみ改正法附則第三十九条第一項又は第四十二条第一項の規定（以下この項において「売上割合による区分経過措置」という。）の適用を受けようとするときは、当該対象事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額と当該対象事業以外の事業に係る課税仕入れに係る支払対価の額及び課税貨物に係る税込引取価額を区分して売上割合による区分経過措置を適用するものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。